

公布された規則のあらまし

◇食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 制定の理由及び内容

食品衛生法施行規則等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 理容師法施行細則
- (2) 美容師法施行細則
- (3) クリーニング業法施行細則
- (4) 静岡県食品衛生規則

2 施行期日

この規則は、令和2年12月15日から施行することとしました。

◇興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

食品衛生法施行規則等の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。（第2条、第2条の2、様式第1号関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年12月15日から施行することとしました。